

産業廃棄物処分量許可証

優良

住所 札幌市東区北丘珠1条4丁目2番1号
氏名 丸喜運輸株式会社
代表取締役社長 工藤 賢一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長 秋元 克広



許可の年月日 令和 8年 7月15日
許可の有効年月日 令和15年 7月14日

1 事業の範囲

(1) 選別 (下記の産業廃棄物 (混合廃棄物 (廃OA機器及びそれに類する機器を除く。))に限る。))

- | | |
|---------------------------|--|
| ア 廃プラスチック類 | オ 金属くず |
| イ 紙くず (裏面に記載されているものに限る。) | カ ガラスくず、コンクリートくず (工物の修繕、改築、解体に伴って生じたものを除く) 及び陶磁器くず |
| ウ 木くず (裏面に記載されているものに限る。) | キ がれき類 |
| エ 繊維くず (裏面に記載されているものに限る。) | |

以上7種類 (これらのうち水銀使用製品産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。)

(2) 破碎

廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)

2 事業の用に供する施設

種類	設置場所	設置年月日	処理能力	許可年月日	許可番号
(1)選別	北区篠路町拓北6番785	平成10年12月28日	49.5t/日		
(2)破碎	北区篠路町拓北6番785	平成23年3月30日	4.9t/日		

3 許可の条件 無

4 許可の更新又は変更の状況

昭和49年 2月15日 新規許可
昭和62年 3月31日 期限付許可
平成 3年 7月15日 変更許可
平成 8年 7月15日 更新許可
平成11年 2月 8日 変更許可 (中間処理の追加)
平成13年 7月15日 更新許可 (最終処分の削除 (最終処分場廃止による。))
平成18年 7月15日 更新許可
平成23年 3月30日 変更許可 (上記1(2)の追加)
平成23年 7月15日 更新許可
平成28年 7月15日 更新許可
令和 3年 7月15日 更新許可
令和 8年 7月15日 更新許可 (優良認定)

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

○紙くず

- ・ 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
- ・ パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの。
- ・ 新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）に係るもの。
- ・ 出版業（印刷出版を行うものに限る。）に係るもの。
- ・ 製本業及び印刷物加工業に係るもの。

注：これら以外の業種から発生する不要な書類やコピー用紙などは、一般廃棄物に該当します。

○木くず

- ・ 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
- ・ 木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）に係るもの。
- ・ パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの。
- ・ 貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。）に係るもの（業種限定なし）

注：これら以外の業種から発生する廃木材などは、一般廃棄物に該当します。

○繊維くず

- ・ 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
- ・ 繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの。

注：天然繊維くずが含まれるものに限ります。また、これら以外の業種から発生する不要な衣類やウエスなどは、一般廃棄物に該当します。

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。